

監査対象機関	監査結果報告書の日付
企画課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１３日
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項) イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (共通事項)	措置日 令和3年11月5日 監査の結果を踏まえ、各係長から係員へ契約保証金における免除根拠の記載をはじめ、根拠法令に基づく適切な事務に努めることを改めて周知徹底を図った。 措置日 令和3年11月5日 監査の結果を踏まえ、各係長から係員へ改正民法についての説明及び根拠法令に基づく適切な事務に努めることを改めて周知徹底を図った。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
情報政策課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１３日
是正事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 執行伺において、予算規則第20条(別表３(４)及び(５))に規定されている財政課長及び財務部長の合議を得ていないもの (個別事項)	措置日 令和３年10月15日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項) イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (共通事項) ウ 入札結果報告において、予定価格調書と入札結果表中の予定価格に相違があるもの (個別事項) エ 予定価格設定伺において、設計書の根拠となる見積書等の添付がないもの (個別事項)	措置日 令和３年10月15日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。 措置日 令和３年10月15日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。 措置日 令和３年10月15日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。 措置日 令和３年10月15日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
秘書課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１３日
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項) イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (共通事項)	措置日 令和３年１１月５日 今後の事業執行にあたり、契約規則、関係法令等を遵守し、免除の根拠内容を記載するよう適切な事務処理に努める。 措置日 令和３年１１月５日 今後の事業執行にあたり、法令の改正等の確認作業を徹底し、適切な事務処理に努める。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
国際交流課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１３日
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項） イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの（共通事項） ウ 印刷製本費の執行において、執行伺時の部数と契約締結時の部数に相違があり、契約締結時の仕様書には、執行伺時の部数が記載されているもの（個別事項） エ 文書番号や市長の公印のある文書を業者に渡し、業者が不特定多数に配布しているもの（個別事項）	措置日 令和３年11月５日 今後は契約に係る文書作成にあたり、根拠記載等により適切な事務処理に努める。 措置日 令和３年11月15日 契約に係る文書作成にあたり、民法改正を踏まえた条項等の見直しを行う。 措置日 令和３年11月５日 今後は契約に係る文書作成にあたり、確認作業を徹底することにより適切な事務処理に努める。 措置日 令和３年11月15日 今後は公印のある文書が不特定多数にわたらないよう適切な事務処理に努める。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
跡地未来課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１３日
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項) イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (共通事項)	ア. 契約に係る文書作成にあたり、根拠法令、根拠資料等の確認を行い、適切な事務処理に努める。 措置日 令和 3年 11月 5日 イ. 契約に係る文書作成にあたり、民法改正を踏まえ条項等の見直しを行い、適切な事務処理に努める。 措置日 令和 3年 11月 5日

監査対象機関	監査結果報告書の日付
消防総務課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１４日
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 起案用紙において、施行年月日、完結年月日、保存年限等の記載がないもの（共通事項） イ 業者など外部からの文書または報告文書等において、収受印の押印がないもの（共通事項） ウ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項） エ 締結伺の本文において、契約保証金に関する記述がないもの（共通事項） オ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの（共通事項） カ 業者など外部からの文書または報告文書等において、供覧印の押印がなく供覧がされていないもの（個別事項） キ 見積書徴取先において、依頼後に対応不可となった業者の代わりに新たに別の業者へ見積依頼したことを記載していないもの（個別事項） ク 入札結果報告において、入札書の入札金額と入札結果表の入札額に相違があるもの（個別事項）	措置日 令和３年１１月５日 今後、文書取扱規程を遵守し、記載もれがないよう適切に処理します。 措置日 令和３年１１月５日 今後、文書取扱規程を遵守し、収受印の押印もれがないよう適切に処理します。 措置日 令和３年１１月５日 今後、契約規則及び法令等の確認を徹底し、免除の根拠となる内容の記載漏れがないよう努めます。 措置日 令和３年１１月５日 今後、契約規則及び法令等を遵守し、契約事務に不備がないよう努めます。 措置日 令和３年１１月５日 今後、契約規則、関係法令等を遵守し、適切な契約書作成に努めます。 措置日 令和３年１１月５日 今後、文書取扱規程を遵守し、文書または報告文書等の処理を徹底するよう努めます。 措置日 令和３年１１月５日 今後、契約規則、関係法令等を遵守し、契約事務に不備がないよう努めます。 措置日 令和３年１１月５日 今後、入札執行にあたり、入札結果報告に記載する入札額について、慎重に確認作業を行うよう徹底します。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
予防課	令和３年１１月４日
監査区分	監査実施年月日
令和３年度 定例・行政監査	令和３年１０月１４日
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 起案用紙において、施行年月日、完結年月日、保存年限等の記載がないもの（共通事項） イ 業者など外部からの文書または報告文書等において、収受印の押印がないもの（共通事項） ウ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項） エ 締結伺の本文において、契約保証金に関する記述がないもの（共通事項） オ 委託業務の見積徴取において、物品購入分の見積りも含めて徴取したために、執行伺と見積書において件名の相違、合計額の相違があるもの（個別事項）	措置日 令和３年１１月５日 今後、文書取扱規定を遵守し、記載漏れがないよう適切に処理します。 措置日 令和３年１１月５日 今後、文書取扱規定を遵守し、収受印の押印漏れがないよう適切に処理します。 措置日 令和３年１１月５日 今後、文書取扱規定を遵守し、記載漏れがないよう適切に処理します。 措置日 令和３年１１月５日 今後、契約規則及び法令等を遵守し、契約事務に不備がないよう努めます。 措置日 令和３年１１月５日 今後、慎重に確認作業を行い、契約規則及び関係法令等を遵守し、契約事務に不備がないよう努めます。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
情報指令課	令和3年11月4日
監査区分	監査実施年月日
令和3年度 定例・行政監査	令和3年10月14日
是正事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 執行伺において、予算規則第20条（別表3（6））に規定されている財政課長及び財務部長の合議を得ていないもの（個別事項）	措置日 令和3年11月5日 今後は契約事務にあたり、予算規則、法令等を遵守し、確認作業の徹底を行い適切な事務処理に努める。
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について ア 起案用紙において、施行年月日、完結年月日、保存年限等の記載がないもの（共通事項） イ 業者など外部からの文書または報告文書等において、収受印の押印がないもの（共通事項） ウ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項） エ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの（共通事項） オ 執行伺における請書（案）において、契約保証金を免除する旨の記載をしているもの（個別事項） カ 入札保証金について、全額免除とした理由の記載がないもの（個別事項）	措置日 令和3年11月5日 今後は起案事務にあたり、浦添市文書規程を遵守し、適切な事務処理に努める。 措置日 令和3年11月5日 今後は起案事務にあたり、浦添市文書規程を遵守し、適切な事務処理に努める。 措置日 令和3年11月5日 今後は契約事務にあたり、契約規則、関係法令等遵守し、適切な事務処理に努める。 措置日 令和3年11月5日 民法改正に伴う、法令に則った契約を行い、確認作業を徹底し適切な事務処理に努める。 措置日 令和3年11月5日 今後は契約事務にあたり、契約規則等を遵守し、御記載のないように確認作業を徹底し適切な事務処理に努める。 措置日 令和3年11月5日 今後は、入札保証金免除となる理由、資料等を添付し、適切な契約事務に努める。